

アマチュア局の申請書様式が変わります

～ 平成17年5月9日から施行 ～

総務省では、e-Japan 重点計画及び電子政府構築計画の方針に沿い、申請・届出手続の簡素化等について一層の促進を図るため、無線局免許手続規則（省令）で定めている無線局の申請書、事項書及び工事設計書の様式、並びに総務省告示で定めている無線局の目的を改正しました。

アマチュア局の申請書様式についても、記載項目や記載方法を変更するとともに、アマチュア局の目的は「アマチュア業務用」に、通信事項は一部のアマチュア局を除き「アマチュア業務に関する事項」にそれぞれ統一されます。

この改正省令及び総務省告示は、平成17年5月9日から施行されます。

現在使用している申請書様式は5月9日以降使用できませんのでご注意ください。

《主な改正内容》

■無線局の目的および通信事項

下図のように、無線局の目的は「アマチュア業務用」、通信事項の欄は「アマチュア業務に関する事項」に統一しました。

ただし、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局に限り、通信事項は「アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項」になります。

無線局の目的

【現行】

アマチュア業務用

アマチュア業務用（宇宙無線通信を含む。）

【改正後】

アマチュア業務用

通信事項

【現行】

アマチュア業務に関する事項

アマチュア業務に関する事項（宇宙無線通信を含む。）

【改正後】

アマチュア業務に関する事項

アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項

（人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局のみ）

■事項書及び工事設計書様式

「無線局事項書」及び「工事設計書」はA4横書きに変更となります。（裏面参照）

■「移動範囲」の欄

「移動するアマチュア局」または「移動しないアマチュア局」の2区分に変更となります。今後、「移動するアマチュア局」の移動範囲は、陸上、海上又は上空の区分けは行いません。

■「電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力」の欄

電波の型式は、4HA、4VFなど告示で定める一括記載コードを記載するとともに、一括記載コード及び希望する周波数の記載事項を選択式とします。

現在使用されている申請書様式は、**5月9日以降は使用できません**のでご注意下さい。

無線局事項書及び工事設計書の新様式 [記載例]

無線局事項書及び工事設計書		整理番号	(記載不要)	
1 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 免許の番号	A第 (開設は記載不要) 号	3 呼出符号
4 欠格事由		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
5 氏名又は届出名称	社団(クラブ) / 個人の別	フリガナ		6 工事落成の予定期日
	社団(クラブ) <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/>	(社団の場合のみ記載)		日付指定: 予備免許の日から 月 日 日 予備免許の日から 月 日 日
住所等	社団(クラブ)名	フリガナ		7 希望する免許の有効期間
	個人又は代表者名	フリガナ		(記載不要)
住所	フリガナ	フリガナ		7 希望する免許の有効期間
	都道府県・市区町村コード	フリガナ		(免許の有効期間を希望する場合のみ記載)
郵便番号	100 - 8926	電話番号	03-5253-xxxx	国籍
	フリガナ		(外国人の場合のみ記載)	
11 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県・市区町村コード	フリガナ		8 無線従事者免許証の番号
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力	希望する周波数帯
	1.9M	A1A	W	1200M
<input checked="" type="checkbox"/> 3.5M	<input checked="" type="checkbox"/> 3HA 4HA	50W	2400M	3SA 4SA 3SF 4SF
<input checked="" type="checkbox"/> 3.8M	<input checked="" type="checkbox"/> 3HD 4HD	50W	5600M	3SA 4SA 3SF 4SF
<input checked="" type="checkbox"/> 7M	<input checked="" type="checkbox"/> 3HA 4HA	50W	10.1G	3SA 4SA 3SF 4SF
<input checked="" type="checkbox"/> 10M	<input checked="" type="checkbox"/> 2HC	50W	10.4G	3SA 4SA 3SF 4SF
<input checked="" type="checkbox"/> 14M	<input checked="" type="checkbox"/> 2HA	50W	24G	3SA 4SA 3SF 4SF
18M	3HA	W	47G	
<input checked="" type="checkbox"/> 21M	<input checked="" type="checkbox"/> 3HA 4HA	50W	75G	
24M	3HA 4HA	W	77G	
<input checked="" type="checkbox"/> 28M	<input checked="" type="checkbox"/> 3VA 4VA 3VF 4VF	50W	135G	
50M	3VA 4VA 3VF 4VF	W		
<input checked="" type="checkbox"/> 144M	<input checked="" type="checkbox"/> 3VA 4VA 3VF 4VF	20W		
<input checked="" type="checkbox"/> 430M	<input checked="" type="checkbox"/> 3VA 4VA 3VF 4VF	20W	4630kHz	A1A
14 変更する欄の番号	3	5	8	11
15 備考	ア 免許の申請の場合であって、申請者が既にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号 申請者が過去にアマチュア局を開設し、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号 再免許の申請の場合は、現に受けている免許に係る免許の年月日及び免許の有効期間満了の期日 イ 呼出符号の指定の変更の申請の場合は、現に指定されている呼出符号 エ 遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法の記載並びに遠隔制御の要件に適合することを説明した書類を添付 オ その他参考になる事項がある場合はその事項			

長 辺 (日本工業規格A列4番) (表 面)

無線局事項書及び工事設計書		整理番号	(記載不要)	
装置の区別	変更の種別	技術基準適合証明番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式
第 1 送信機	取替 撤去 増設 変更		A1A J3E 3.6MHz A1A J3E 3.8MHz A1A J3E 7MHz A1A 10MHz	J3E 平衡変調 F3E リフティング変調
第 2 送信機	取替 撤去 増設 変更	KV00△xxxxx	(無線局免許手続規則第15条の3第4項を適用する場合は記載不要)	
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
第 送信機	取替 撤去 増設 変更			
送信空中線の型式	(移動する局の場合は記載不要)		周波数測定装置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(誤差0.025%以内) 無
添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送信機系統図	その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	

長 辺 (裏 面)